

## 平成 30 年度包括外部監査結果に基づく措置等の状況（令和 3 年（2021 年）3 月 23 日現在）

### 1. 監査のテーマ

上下水道局の事業に係る財務事務の執行及び経営管理について

### 2. 監査の実施期間

平成 30 年 6 月 27 日から平成 31 年 2 月 15 日まで

### 3. 監査の結果及び意見の件数

区分	内容	報告件数	担当課別件数
監査の結果 【地方自治法第 2 5 2 条の 3 7 第 5 項】	是正、改善が求められるもの	24 件	26 件
監査の意見 【地方自治法第 2 5 2 条の 3 8 第 2 項】	監査の結果には該当しないが、市の組織及び運営の合理化に資するため、改善が望まれるものなど監査の結果に関する報告に添えて提出される意見	38 件	43 件

※監査の意見に対し、担当課が複数ある場合があるため、報告件数と担当課別件数は合致しません。

#### 4. 対応状況

監査の結果及び意見に対する担当課別の対応状況は下記のとおりです。

(講じた措置の内容等は別紙「平成30年度包括外部監査結果に基づく措置等の状況について」のとおり)

担当課	監査の結果						監査の意見					
	合計	措置済(%)	対応中(%)	不措置(%)	未着手(%)	相違(%)	合計	措置済(%)	対応中(%)	不措置(%)	未着手(%)	相違(%)
総務部 行政総務課	0	0	0	0	0	0	1	1 (100%)	0	0	0	0
総務部 契約検査課	0	0	0	0	0	0	1	1 (100%)	0	0	0	0
上下水道局 総務課	3	3 (100%)	0	0	0	0	5	5 (100%)	0	0	0	0
上下水道局 経営企画課	9	9 (100%)	0	0	0	0	26	26 (100%)	0	0	0	0
上下水道局 窓口課	7	7 (100%)	0	0	0	0	4	4 (100%)	0	0	0	0
上下水道局 給排水サービス課	4	4 (100%)	0	0	0	0	3	3 (100%)	0	0	0	0
上下水道局 浄水課	1	1 (100%)	0	0	0	0	1	1 (100%)	0	0	0	0
上下水道局 下水道建設課	0	0	0	0	0	0	1	1 (100%)	0	0	0	0
上下水道局 下水道管理課	1	1 (100%)	0	0	0	0	1	1 (100%)	0	0	0	0
上下水道局 下水道施設課	1	1 (100%)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	26	26 (100%)	0	0	0	0	43	43 (100%)	0	0	0	0

(凡例)

- 措置済 … 監査の結果・意見に対し、措置が完了又は具体的な対応方針・内容が決定しているもの。
- 対応中 … 監査の結果・意見に対し、現在、具体的な対応方針・内容を検討中であるもの。
- 不措置 … 監査の結果・意見に対し、結果及び意見の対象が消滅したために措置する必要がなくなったもののほか、合理的な理由により対応しないもの。
- 未着手 … 監査の結果・意見に対し、対応を全く行っていないもの。
- 相違 … 監査の結果・意見に対し、市としては適切な処理であると認識しているもの。

平成30年度包括外部監査結果に基づく措置等の状況について(令和3年(2021年)3月23日現在)

整理番号	報告書ページ	監査の結果又は意見の概要	内容	結果	意見	担当課	①措置の内容又は対応の状況(令和3年3月23日現在)	②進捗状況
<b>I 経営管理全般</b>								
1	37	管理指標の取り扱いについて	第2次とよなか水未来構想に掲げる具体的施策(取組項目)の進捗状況を表すものとして、実行計画において管理指標を設定しているが、第2次とよなか水未来構想本体では、その旨言及されていない。管理指標をわかりやすく上下水道の利用者等に伝える仕組みを検討する必要がある。		○	経営企画課	令和3年2月に策定した第2次とよなか水未来構想(改訂版)の巻末に、管理指標や関連指標を追記しました。	措置済
2	41	業務指標の活用について	水道事業ガイドライン等に基づく業務指標を設定し、指標ごとに市の傾向も記載されているが、その良否が明確にされていないものが散見される。業務指標については、経年的な変化を捉えたり、同様の条件下の他の事業体と比較したりするなどして、上下水道局が抱えている課題を明らかにするとともに、他の関係指標と合わせた検証や分析により、事業改善策の検討の契機とすることができる。したがって、業務指標を現状分析のツールとして活用することを今後の検討課題とする必要がある。		○	経営企画課	令和3年2月に策定した第2次とよなか水未来構想(改訂版)の本文に、業務指標(経営指標)の活用について追記し、現状分析等に活用しました。	措置済
<b>II 収入及び債権管理</b>								
9	70ページ	定期的な料金水準見直しのルール化について	人口動態の変動や給水量の減少、更新投資の増加等が予測される中、実態に照らして、料金水準の妥当性を定期的に見直すことが求められるものと考えられる。 特に、水道料金は、概ね3年程度を通じて財政の均衡を保つことができるよう設定されたものであり、例えば、料金算定期間が終わる時点で、料金設定時の計画値と実績値との比較、想定していなかった給水量の変動や更新投資の増加等を踏まえ、持続可能な料金水準を検討することをルール化することが望ましい。		○	経営企画課	令和3年2月に策定した第2次とよなか水未来構想(改訂版)に、法改正等を踏まえ定期的に料金・使用料水準の算定をルール化することを追記しました。	措置済
10	74ページ	料金算定時における資産維持費について	水道料金は、資産維持費(事業の施設実態の維持等のために、施設の建設、改良、再構築及び企業債の償還等に充当されるべき額)を含めて算定することとされているが、前回の料金改定時における資産維持費は合理的な理由に基づく額ではなかった。次回の料金改定においては、「豊中市水道施設整備計画」等に基づく所要額を踏まえた資産維持費とすることが必要である。 下水道使用料についても、資産維持費を含めて算定することとされているが、現在の使用料に資産維持費は含まれていない。次回の料金改定においては、「豊中市下水道ストックマネジメント計画」等に基づく所要額を踏まえた資産維持費を含めることが必要である。		○	経営企画課	令和3年2月に策定した第2次とよなか水未来構想(改訂版)に、法改正等を踏まえ資産維持費を含め料金算定することを追記しました。	措置済
18	92ページ	延滞金の取り扱いの整理について	豊中市諸収入金の督促、延滞金及び過料に関する条例により、下水道使用料が延滞金の対象債権となっているが、現状においては、延滞金は請求しておらず、算定自体も行っていない。明確な理由なくこれを徴収しないのは、負担の公平性を図るうえから問題がある。 改めて延滞金の取り扱いについて上下水道局としての考え方を整理するとともに、延滞金を徴収するうえで制約となっている項目を洗い出し、その解消策を整理することにより、延滞金徴収の実現可能性を具体的に検討することが必要である。		○	窓口課 債権管理課	下水道使用料のみならず、全債権を確認のうえ、以下のとおりとしました。 債権回収対策会議を開催(3月)し、令和3年度より全ての公債権について、延滞金の徴収及び減免申請書の受理を行うこととしました。さらに、令和3年度中に公債権における延滞金徴収とあわせ、私債権の遅延損害金の適正徴収についての新たな全庁統一ルールを構築します(令和4年度実施)。	措置済

整理番号	報告書ページ	監査の結果又は意見の概要	内容	結果	意見	担当課	①措置の内容又は対応の状況(令和3年3月23日現在)	②進捗状況
<b>V 固定資産管理</b>								
35	129ページ	経営シミュレーションと「豊中市水道整備計画」及び「豊中市下水道ストックマネジメント計画」の関係について	経営シミュレーションと豊中市水道整備計画及び豊中市下水道ストックマネジメント計画は、整合性をもって作成されているが、単純に金額を比較するだけでは、外部からはその関連性を理解するのが困難である。各計画は、それぞれ作成の目的を異にすることから、積算の範囲が異なることは当然ありうるが、上下水道局として将来の金額情報を開示する以上、各計画の作成目的及び他の計画との関連性などについて、わかりやすく説明することが必要である		○	経営企画課	令和3年2月に策定した第2次とよなか水未来構想(改訂版)に、計画策定の目的及び他の計画との関連性、積算している内訳等を追記しました。	措置済
36	130ページ	投資に充当する財源のわかりやすい開示について	第2次とよなか水未来構想においては、財政の安定化、効率的な経営の推進とあわせて、新たな料金水準及び体系の検討が示されているが、受益者負担の見直しは市民生活に及ぼす影響も大きいことから、投資に充当する財源のあり方や、投資計画と整合的な財政計画について市民に具体的にわかりやすい形で提示する必要がある。		○	経営企画課	令和3年2月に策定した第2次とよなか水未来構想(改訂版)の本文に、財政に関するわかりやすい情報提供について、追記しました。また、この構想の概要版を作成し、市ホームページなどで公表しました。	措置済
41	141ページ	固定資産の除却に係る会計処理について	イ) 配水管/管路の除却について 水道事業会計では、取得から50年を経過した配水管について一律に除却費を計上しているが、ダクタイル鋳鉄管の更新年数は概ね120年と見込まれていることから、除却処理の基準となる年数については、実態に応じて見直しが必要と考える。また、工事に伴い除却した配水管については、除却年度の2年度後に除却費を計上しているが、翌年度の工事に伴う除却予定等からおおよその金額を見積もって予算計上し、現物の除却と会計上の除却の年度を一致させることが望ましい。 下水道事業会計においては、現在、除却費の計上は行われていないが、水道事業会計における取り扱いも検討の上、除却費の計上方法を検討する必要がある。 ウ) 機械装置の除却について 水道事業会計では、実務上、除却処理が行われないことが多い一方、下水道事業会計においては、可能な限り現物を特定して、除却年度に除却費を計上している。水道事業会計においても、下水道事業会計と同様の処理を行うべく検討を進めるべきである。 エ) 工具器具備品の除却について 工具器具備品について、経過年数により一律の除却処理を行う(水道事業会計)又は除却処理を行わない(下水道事業会計)ことは、現物と固定資産台帳の整合性が取れなくなるため、適切ではない。除却した工具器具備品については、当該年度において固定資産台帳上の除却処理を行うこととすべきである。		○	経営企画課	イ) 配水管/管路の除却について 水道施設整備計画の配水管更新基準を除却の年数とする基準を作成し、運用を始めました。また、工事に伴い除却した配水管については、精算書の内容の見直しや精算書の提出を徹底したことから、現物の除却と会計上の除却の年度を一致させるなど適切に除却処理しました。 下水道事業においては、下水道ストックマネジメント計画の管路の長寿命化、更新に合わせた除却の基準を作成し、運用を始めました。 ウ) 機械装置の除却について 水道施設整備計画の施設(機械装置等)更新基準を除却の年数とする基準を作成し、運用を始めました。 エ) 工具器具備品の除却について(令和2年3月措置済) 除却した工具器具備品については、現物除却時の決裁について周知徹底するとともに、当該年度において固定資産台帳上の処理を行いました。	イ)措置済 ウ)措置済 エ)措置済(前年度)
43	144ページ	工具器具備品の実地たな卸について	工具器具備品の実地たな卸は実施されていない一方で、費用処理される消耗品については、市長部局の手続きに準じて、定期的の実地たな卸が実施されていることから、消耗品より取得価額が高額な工具器具備品の管理水準の方が高いとはいえない状況となっている。 一定の工夫が必要であるが、固定資産に計上される工具器具備品についても、例えば、10万円未満の備品と同様、現物へシールを貼り付けたり、リストによる管理を行ったりしたうえで、定期的の実地たな卸を行う必要がある。		○	経営企画課	固定資産台帳(以下「台帳」と現物の突合確認の結果に基づき、台帳整理を行ったうえで、現物への管理シール貼付を資産所有課に指示しました。また、管理シール貼付後、経営企画課による実地検査を行いました。 ※次年度以降においても、年1回、台帳と現物の突合確認を資産所有課で行うとともに、経営企画課による実地検査を行います。	措置済

整理 番号	報告書 ページ	監査の結果又は 意見の概要	内容	結果	意見	担当課	①措置の内容又は対応の状況(令和3年3月23日現在)	②進捗状況
Ⅷ その他								
61	188 ページ	水道事業の料金の改定について	資金剰余額のマイナスを解消し、また、純損益の赤字を黒字化することで事業、サービスを安定的・継続的に実施するためには、水道料金の改定が必要であるとのシミュレーション結果となった。今後の料金水準及び料金体系について、そのあり方を検討する必要がある。		○	経営 企画課	令和3年2月に策定した第2次とよなか水未来構想(改訂版)に、法改正等を踏まえ定期的に料金水準の算定をルール化することを追記しました。	措置済
62	188 ページ	下水道事業の使用料の改定について	純損益の赤字を黒字化することで事業、サービスを安定的・継続的に実施するためには、下水道使用料の改定が必要であるとのシミュレーション結果となった。今後の使用料水準及び使用料体系について、そのあり方を検討する必要がある。		○	経営 企画課	令和3年2月に策定した第2次とよなか水未来構想(改訂版)に、法改正等を踏まえ定期的に使用料水準の算定をルール化することを追記しました。	措置済